

法改正に伴う個人情報保護審議会の所掌事務

現行	改正法（ガイドライン、Q&A、等々）	審議会条例案
江東区個人情報保護条例 1 開示決定等に対する審査請求について、審査庁の諮問に応じて審査すること（43条、45条1項） 2 条例に規定する事項について、実施機関の諮問に応じて審議すること（45条2項前段） ① 収集禁止事項の例外的収集（7条） ② 本人外収集（8条） ③ 外部委託（12条） ④ 目的外利用（15条） ⑤ 外部提供（16条） ⑥ 特定個人情報/目的外利用の報告（17条） ⑦ 特定個人情報/提供の報告（18条） ⑧ 外部結合（19条）	改正個人情報保護法 129条 【地方公共団体に置く審議会等への諮問】 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。 1 「特に必要であると認めるとき」 個人情報保護制度の運用やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると、合理的に判断される場合。 ① 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。 ② 安全管理措置をどのように行うべきか等、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえてガイドライン等に従った運用に係るルール策定に際して審議会に諮問することは許容される。	江東区個人情報保護審議会条例 【審議会については、議会も対象とする】 1 審査請求についての調査審議 2 条例の規定による諮問に応じ、調査審議すること。 * 個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合 ① 個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ② 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 ③ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に意見を述べること〈45条2項後段〉	2 審議会が自発的に行う調査、審議または意見陳述は妨げられない。 ① 個人情報の取扱いについて実施機関が判断できない場合に、実施機関から審議会へ相談・情報提供を行い、それに基づき、審議会が自発的に調査・審議を行うことは許容される。 ⇒ 運用実務は各実施機関で判断。 ② 法解釈に関する問合せは、個人情報保護委員会で対応。 ③ 個別の事案における法解釈について、審議会に諮問することは許容されない。 3 個人情報保護の方策 ① 法及びガイドライン等の適正な運用 ② 地方公共団体は、法166条に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能。 4 過去に審議会の了解を得ている運用が引き続き改正法の下でも認められる訳ではなく、改正法施行後は、法に則って運用する。	* 原則として改正法の考え方を適用する。
4 特定個人情報保護評価に関して、第三者点検を行うこと 〈45条3項〉	5 番号法に基づく取扱いについては、引き続き、番号法の規定に従って運用すること。	3 特定個人情報保護評価に関して、第三者点検を行うこと